

社会福祉法人雄勝なごみ会 個人情報管理規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人雄勝なごみ会(以下「法人」という。)における個人情報の取扱いに関する体制・基本ルールを定めることにより、法人が保有する情報の紛失、漏えい、改ざん等を防ぎ、情報管理に関する法人としての社会的責任を果たすことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程で使用する用語は以下の通りとする。

- 個人情報
個人に関する情報で、当該情報に含まれる氏名、生年月日等の記述により、特定の個人を識別できるものをいう。他の情報と容易に照合でき、それにより特定の個人が識別できるものを含む。
- 機密情報
「部外秘」等、外部に公開することを禁止されている情報及び法人のサービスに関する固有の情報をいう。
- 本人
法人が保有する個人情報で識別される個人をいう。
- 役職員
法人の役員、正職員、臨時職員、パート職員、アルバイト職員、派遣職員をいう。

(対象となる情報)

第3条 この規程の対象となる情報は、法人で保有するすべての個人情報であり、電子データ、印字データの別を問わない。

(適用範囲)

第4条 この規程は、法人の役職員に対して適用する。ボランティア、実習生等、法人に所属しないスタッフに対してもこの規程の趣旨を踏まえた適切な取扱いを求めるものとする。又、個人情報を取扱う業務を外部に委託する場合、必要かつ適切な監督をし、この規程に従って個人情報の適切な保護を図るものとする。

第2章 個人情報管理体制

(個人情報管理責任者)

第5条 個人情報の管理者について、次のとおり定める。

- 法人における個人情報管理責任者は、法人理事長とする。
- 個人情報管理責任者は、個人情報管理委員会を主宰し、法人における個人情報管に関する取り組みの推進に関する責任を負う。
- 個人情報管理責任者は、前号の責任を果たす上で必要な事項に関する決定権を有する。

(個人情報委員会)

第6条 個人情報委員会について、次のとおり定める。

- 法人における個人情報管理に関する意志決定機関として個人情報管理委員会を設置する。
- 委員長は個人情報管理責任者とし、委員は事務局長、各施設長及び個人情報管理責任者が委託した者とする。
- 個人情報委員会は、個人情報管理に関する取り組み計画の立案、指示、取扱規程の策定、セキュリティ対策の実践等必要な取り組みを行う。

(個人情報管理者)

第7条 個人情報管理者について、次のとおり定める。

- 各部門長(施設長等)を所属部門における個人情報管理者とする。
- 個人情報管理者は、個人情報委員会の定めた取り組み計画に従って、所属部門における個人情報管理に関する取り組みを推進する責務を負う。

第3章 個人情報管理に係わる安全措置の概要

(個人情報保護に対する基本方針)

第8条 個人情報管理委員会は、個人情報保護に関する法人としての基本方針を定め、これを公表する。

(職員の個人情報の取扱い)

第9条 職員は、採用時にこの規程及びその他の個人情報に関する規則(就業規則等)を遵守する旨の誓約書を法人に提出すると同時に、これらを遵守しなければならない。退職時においても、在職中に得た個人情報を漏えいしない旨の誓約書を提出しなければならない。

(個人情報の収集)

第10条 個人情報の収集について、次のとおり定める。

- 収集する個人情報の利用目的を明文化し、施設内の掲示やホームページ等適切な方法により外部に公表する。
- 個人情報の収集は、利用目的の達成に必要な限度において行う。
- 収集済みの個人情報の利用目的の変更を要する場合は、予め個人情報管理委員会の承認を得た上で、変更後の利用目的を公表する。
- 前項の規定にかかわらず、契約書の書面やホームページの入力結果等、本人から個人情報を直接取得する場合、書面上の明記等の手法により本人に対して利用目的を明示するものとする。

(個人情報の保管)

第11条 個人情報の保管について、次のとおり定める。

- 法人で保管する個人情報は、法人が経営する事業所ごとに管理するものとする。
- 法人で保管する個人情報は、施錠管理、アクセス権の制限等、必要かつ合理的な安全管理対策を行う。
- 職員は自らが所有する部門長(施設長等)又は部門長が指名する代行権限者の承認なく、個人情報を法人外に持ち出し、あるいは第三者に提供してはならない。
- 個人情報を取引先・委託先等、外部に開示・提供する場合には、事前に個人情報管理責任者の承認を得た上で、これを行うものとする。(必要に応じて機密保持契約を締結する)

(個人情報の利用)

第12条 個人情報の利用について、次のとおり定める。

- 個人情報の利用は、予め開示した利用目的の範囲内で行い、その範囲を超えて利用を行ってはならない。ただし、法令の定めに基づく場合を除く。
- データ入力等のため、個人情報の取扱いを外部業者に委託する場合、委託先の個人情報取扱いが適切かどうか確認した上、業務委託契約に、委託業務以外の目的での利用禁止、業務終了後の情報の返還又は廃棄、機密保持、違反時の損害賠償等の条項を設けるものとする。長期間継続して業務を委託する場合には、委託先の個人情報取扱い状況について確認を行い、必要に応じ指導・契約の見直しを行うものとする。

(個人情報の廃棄)

第13条 個人情報の廃棄について、次のとおり定める。

- 保管期限を経過した個人情報、又は当初の目的を達成して不要となった個人情報は速やかに廃棄するものとする。
- 個人情報の廃棄にあたっては、外部漏えいしないよう、印字データについてはシュレッダー処理、電子データについてはデータ消去を行わなければならない。なお、廃棄を外部業者に委託する場合は、外部業者が確実に廃棄したことを確認するものとする。

(第三者提供)

第14条 業務の遂行にあたり、個人情報を第三者に提供する必要がある場合は、原則として本人の同意を得るとともに、予め個人情報管理委員会に報告し、その指示に従って必要な対応を行う。

(本人からの照会対応等)

第15条 本人からの照会対応等について、次のとおり定める。

- 個人情報に関する本人からの問い合わせ、情報開示・訂正・利用停止等、苦情及び照会の受付窓口を各部門長(施設長等)の所属する施設とする。
- 受付窓口部門は対応に関する手続きを定め、これに従い速やかに必要な対応を行う。

(教育)

第16条 各部門個人情報管理責任者は、定期的に管下の職員を対象とした個人情報に関する教育を行う。また、ボランティア、実習生に対しても個人情報管理の必要性についての意識喚起を図り、適切な取扱いを行うよう指導・監督する。

(監査)

第17条 監査について、次のとおり定める。

- 監事は、法人内における個人情報管理の適切性について、適宜監査を行う。
- 監査を行った場合、監事は監査結果を監査対象部門及び個人情報管理委員会に伝達する。
- 監査対象部門は、監査結果に基づき、速やかに改善処置を実施し、結果を監事及び個人情報管理委員会に報告する。

第4章 雑則

(本規程への違反)

第18条 この規程への違反が明らかになった場合、法人は就業規則の定めに従い、違反を行った職員を懲戒処分の対象とする。

(規則)

第19条 個人情報管理責任者は、必要に応じ個人情報管理に関する就業規則を制定するものとする。

(改定)

第20条 この規程の改定は個人情報管理委員会の発議によるものとする。

附則

1 この規程は、平成17年4月1日より施行する。